

九州スモールアニマルパーク規約

第1章 総則

《 目 的 》

- 第1条 (1) 本会規約は、会員相互扶助精神と法的遵守に基づき、会員の経済活動を促進し、ペット産業を通しペット産業の経済向上を目的とする。
- (2) この規約は九州SAPの運営を円滑に行う事を目的とし、会員が守らなければならない事を規約として定める。

《 名 称 》

- 第2条 本会の名称を、九州SAP（九州スモールアニマルパーク）と称する。

《 事 務 所 の 設 置 》

- 第3条 (1) 本会の事務所を福岡県うきは市浮羽町浮羽280-4に置く。

《 規 約 》

- 第4条 (1) 本規約で定めるものの他、必要な事項は、別途規約に定めるところによるものとする。

第2章 事業

- 第5条 本会は第1条の目的のために必要な次の事業を行う。

- (1) 本会の会員のために行う、犬・猫・その他愛玩動物（スモールアニマル）などのオークションの開催。
- (2) 本会員の事業に関する経営の知識・技術の向上を図る目的のための研究及び情報の提供。
- (3) 動物愛玩精神向上のための諸行事の開催。

第3章 オークション会員登録業者

《 会 員 登 録 》

- 第6条 (1) 本会の会員としての資格を取得するには、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく、動物取扱業の登録書をうけた事業でなければならない。
- (2) 店舗を有するペット販売を業とするもの。
- (3) 店舗を有しないが繁殖を専業とするもの。
- (4) 前項の条件を満たした事業者又は法人の代表又はそれを代行する者。

《 会 員 入 会 登 録 》

- 第7条 本会に入会する者は、第6条の条件を備え、次の手続きにより申し込むものとする。
- (1) 本会所定の入会申込書に必要事項を全て記入の上、提出する。
- (2) 主催者は、入会申し込みを慎重に調査し審議の上、諾否を決定する。
- (3) 主催者は、申請の諾否を2週間以内に本人と保証人に通知する。
- (4) 入会の許可通知を受けた者は遅滞なく入会に必要な費用を2週間以内に全額を払い込まなければならない。
- (5) 1週間以内入会に必要な費用払込が完了されない場合は入会の意思がないものとして入会を取り消す。

《 保 証 人 》

- 第8条 本会に入会する者は、2名の保証人を立てなければならない。又その保証人は次に定める立場と責務を負うものとする。
- (1) 保証人は本会として九州SAPが認めたものとする。
- (2) 保証人は被保証人の市場の行為及び血統書・媒介の行為に関し、如何なる場合でも、全責任を負うものとする。
- (3) 保証人が会員登録業者として資格を有しなくなった場合は、被保証人は新たな保証人を必要とする
- (4) 被保証人の会員資格が更新され、同一保証人が保証する場合においても所定継続保証人の届出を提出しなければならない。
- (5) 保証人は複人数の保証は出来ません。

《 会 費 及 び 期 間 》

- 第9条 本会の会費として許可を受けた者は、次に定める金額を納入するものとする。

- (1) 入会金 30,000円
- (2) 年会費 30,000円(2022年7月1日より)
- (3) 年会費は、入会した月から12ヶ月目の末日を期間満了日とし、継続する会費の徴収は期間満了の月とする。
- (4) 会員継続の為の猶予期間を6ヶ月とし、満期日より6ヶ月以内に継続がなされない場合は継続の意思が無いものとし会員資格は消滅する。

《 退 会 》

- 第10条
- (1) 退会を希望する者は事前に主催者へ退会届を提出しなければならない。
 - (2) 会員が退会した場合、会員資格のある期間に係った取引につき、退会后においてもその責めを負うものとし、その保証人も同様の責めを負うものとする。

《 除 名 》

第11条 本会は次に挙げる項目に該当するものを主催者の決議に於いて除名することが出来る。

- (1) 九州SAPの事業の利用について不正の行為をした登録業者。
- (2) 本会の事業を妨げ、または妨げようとした者。
- (3) 本会入会の申請に於いて虚偽の申請をした者。
- (4) 本会における取引相場、伝票・書類の機密事項を本会員以外に漏洩した者。
- (5) 犯罪、刑事事件、その他、信用を失う行為をした者。
- (6) オークションにおける業務を著しく妨げる行為をした者。
- (7) 暴言、暴力行為を行った者。
- (8) 全国にあるペットオークションにおいて除名の決議があった者。

《費用などの返還》

- 第12条
- (1) 既に納入された本会に対する費用（入会費、年会費、手数料、その他の費用）等は理由の如何に問わず返還しない。（退会、除名の場合も含む）

《 届 出 の 義 務 》

第13条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、必ず10日以内に主催者に書面をもって届出しなければならない。

- (1) 氏名、業者名称、住所等の変更が生じた場合。
- (2) 事業を休止し、若しくは廃止した場合。

第4章 オークション取引

《 仲 介 手 数 料 》

- 第14条
- (1) 主催者は、オークション手数料として会員取引額の5%の額を徴収するものとする。
 - (2) 主催者は、手数料の変更がある場合は、本会員に対し3ヶ月前に告知することとする。

《 場 内 行 為 の 制 限 》

- 第15条 市場における営業活動の全ての権利を有し、個々による以下の行為を禁ずる。
- (1) 市場における個々の利益の為の営業活動。
 - (2) 市場においてオークションによらない個別の取引行為。
 - (3) 本会の許可なくして会員個人の利益を目的とする印刷物の配布等の宣伝活動。

《 入 場 制 限 》

第16条 本会場への入場には次の各項の制限をする。

- (1) オークション当日は、会員以外の会場敷地内への立入を禁止する。
- (2) 如何なる場合でも見学者の入場は禁止する。但し、主催者が特別の理由で許可した者は、この限りでない。
- (3) 幼児及び子供を伴う入場を禁止する。

当日会員の許可

- (1) 会員の従業員、家族等のみ当日会員の資格を有する。
- (2) 当日会員は事前に申し出をした上、当日の入場料として5,000円を支払わなければならない。

《生体待機場場の制限》

第17条 会場内で生体を待機させる場所及び生体の取扱について次の各項のとおり制限する。

- (1) 生体を出荷しようとする荷主は、荷主生体待機場場以外の場所にその生体を待機させてはいけない。
- (2) 出荷人（本人の生体）及び主催者以外のものは、出荷される全ての生体に触れることは出来ない。
- (3) 生体待機場場に納入された生体は、特別な理由がない限りその生体をオークション終了まで搬出する事が出来ない。

《出荷における告知義務》

第18条 出荷者は出陳する生体の詳細を出荷伝票において、告知する義務がある。

- (1) 生体の特徴、欠点、生年月日の記載。
- (2) 生体繁殖者及び産地、住所の記入。
- (3) 出荷者の動物取扱業登録番号の記載。

《出荷される生体の条件》

- 第19条
- (1) 出荷者は、出荷しようとする生体の知識を把握し、又その生体が純血種としてもつべき姿態を満たしているかを把握し、出荷しなければならない。
 - (2) 出荷者は、出荷しようとする生体の健康状態が良好である事を確認した上で出荷すること。
 - (3) 出荷者は、生体の健康状態に異常（下痢、くしゃみ、咳、鼻水、外部寄生虫、皮膚病等）に気付いた場合、直ちに係員に申告の上、引き取ること。
 - (4) 出荷者は、取引終了後の生体の健康について、オークション終了まで全責任があり、正当な理由がない限りオークション終了するまで退場できない。但し、買主に対し、生体の健康状態について確認した後であればこの限りではない。
 - (5) 出荷される犬・猫は全て純血種としての血統証明書を有するものでなければならない。但し、不慮の交雑により誕生した生体に対しては、動物愛護の精神を鑑み交雑の旨を報告の上、出荷する事が出来る。（ハーフ犬、ハーフ猫は、出陳した時点で、仲介手数料とは別途3,000円を徴収する。）
 - (6) 計画繁殖等における近親繁殖がなされた場合は、必ずその旨を伝票に明記しなければならない。
 - (7) 犬・猫以外の動物（小動物・野生動植物・猛獣猛禽類）の出荷については、関係する国の法律及びワシントン条約に準ずる生体でなければならない。

《 出 荷 鑑 定 》

- 第20条 (1) 当パークの方で定めた鑑定士または獣医師により、生体の健康状態、特徴、欠点等を鑑定し、会場に通知後、周知されたものとして競売にかける。
- (2) 鑑定士または獣医師が、出荷不十分とみなした場合、出荷を拒否することが出来る。
- (3) 出荷者は、鑑定士または獣医師の鑑定に対し、苦情、反論してはならない。
- (4) 鑑定士は、生体が幼犬であるがため、触診及び視診による発見が不可能な、睾丸、心臓音、視力、聴力、股関節形成不全、毛種、寄生虫等の専門知識を必要とする責任を負わない。

《取引における遵守事項》

第21条 オークションを円滑に進行させ、且つ、正しく運営されるための次の遵守事項を定める。

- (1) オークション会場に搬入された生体は、全て出荷伝票を提出し、必ず出荷すること。
- (2) 出荷する順番は、公平な抽選により決定する。この抽選は主催者が定めた時間内に行うものとし、必ず出荷する者が抽選に参加しなければならない。代理人における抽選は一切認めない。
- (3) 出荷者は、出荷生体の詳細を出荷伝票にもれなく記入し、抽選と同時に提出しなければならない。
- (4) 一旦オークションが開催されれば、特別の理由（生体の健康状態、荷主の急を要する事情等）がない限り、出荷を取り下げすることは出来ない。但し、特別な理由がある場合、主催者は、確実に持ち帰ることを条件に出荷の取り下げを認める。
- (5) 会員により事前に注文を受け、やむを得ず持ち込んだ生体については、出荷伝票にて主催者に申告し、取引額の5%を主催者に納入するものとする。
- (6) 進行係に決定権があり、落札についての反論または抗議は出来ない。
- (7) オークション開催日、会場内において、会員同士の個々の生体及びペット用品の取引は一切禁止する。
- (8) 進行係による生体の健康状態、特徴、欠点などを場内に報告した後、周知のものとして競売を行うが、報告を聞き逃したことによる返品は一切受け付けない。
- (9) オークション進行中、他の会員に対し威圧的な言動（大声、怒声、ヤジなど）をもって妨害してはならない。
- (10) 鑑定士または獣医師が検査し、出荷不十分と見なした場合、その生体の出荷を拒否することが出来る。
- (11) 会員は、鑑定士または獣医師に対し一切の苦情や反論をしてはならない。

《 特 例 取 引 》

- 第22条 (1) オークション終了後、売れ残った生体についての取引は特例取引として認めるが、伝票提出後取引額の5%を主催者へ納入するものとする。

《買主の査収義務》

- 第23条 (1) 落札された生体は、出荷伝票を速やかに照合のうえ、落札金額を支払うものとする。

《 生 体 の 返 品 》

- 第24条 (1) オークションが終了した後の生体の返品は、一切これを認めない。
- (2) オークション進行中において、次の項に該当する場合は協議の上、考慮する場合がある。
- ① 生体の健康状態や欠点などの報告などが不十分だとした場合。
 - ② 返品の原因が明確で、且つ、妥当と認められる場合。
- (3) オークション開催日以降の生体のクレームが生じた場合、当事者同士でのやり取りにおいての返品や返金は認めておりません。
- (4) 返品の返金額について、取引額の価格を基準とする
- (5) オークション開催中の返品（鑑定士または獣医師の見落としによるもの）
- ・ 外部寄生虫 ノミ・シラミ・ツメダニ・疥癬・ミミダニなど
 - ・ 皮膚病 大量のフケ・カサブタなど
 - ・ パテラ（膝蓋骨脱臼）
 - ・ 眼球の非対称、にごりなど
 - ・ 各部位の欠損または奇形
 - ・ ヘルニア・噛み合わせ・出べそ・尾曲がりなど

《 再 取 引 》

- 第25条 (1) オークション進行中において、一度取引された生体が返品された場合出荷者及び主催者の同意を得たうえで、再取引することが出来る。
- (2) 返品された生体が再取引される場合、返品した者は落札の権利を失うものとする。

《代理出荷の制限》

- 第26条 (1) オークション会場において、出荷者本人が会場に居るにも関わらず他の会員による代理出荷は一切認めない。

- (2) 出荷する会員の都合で、当日出荷のため来場出来ない場合、他会員を代理人として出荷することが出来る。但し、出荷を引き受けた代理会員はオークション終了まで、当日の責任を免れることは出来ない。又、その代理会員は、当日の取引成立後も買主に対し、出荷としての責任と義務があり、代理出荷を依頼した出荷者に、その責任をすり替えることは出来ない。

《混ぜ出荷の制限》

- 第27条 (1) 場内の会員の生体を自分の出荷順番に混ぜて出荷する事は、一切してはならない。この混ぜ出荷が発覚した場合は代理出荷者、依頼人の双方とも以後の出荷を停止する処分が科せられる場合がある。

《意義及び苦情》

- 第28条 (1) 主催者はオークション取引に関する意義、苦情の申し立ては一切受け付けない。
- (2) オークション進行中は、円滑に進行させるため、たとえ好意的な意見であろうと、一切これを受け付けない。

《血統書の送付義務》

- 第29条 (1) 出荷者は、取引された生体の血統証明書を落札取引の日より、起算して2ヶ月以内に買主に渡さなければいけない。
- (2) 出荷者は、買主に渡すべく血統証明書の明確な資料を残し、事故、トラブルの防止に努めなければならない。

《機密事項の義務》

- 第30条 (1) オークションにおける出荷状況や落札価格など、オークションにおける取引状況全て機密事項とする。
- (2) オークションにおける機密事項を外部（個人又は団体）に漏洩してはならない。

《 罰 則 》

第31条 主催者は、本規約に違反した会員に対し、下記の罰則を与えることが出来るものとする。（処罰については、主催者の協議のうえ決定する。）

- (1) 即時退場
- (2) 一定期間出荷の停止
- (3) 一定期間入場の禁止
- (4) 除名及び会員登録の抹消

《 賠 償 責 任 》

第32条 会員が主催者に対して損害を与えた場合は、その会員は、主催者に対してその損害における全ての賠償責任を負うものとする。

《 規 約 の 改 定 》

第33条 本規約は本会の運営に支障をきたすことが生じた場合には随時これを改定する。